# 富山市財政の **健全化判断比率**など をお知らせします

# 平成19年度決算分

財政破たんを未然に防ぎ、市民の皆さんに市の財政 状況を説明することを定めた「地方財政健全化法」が成立しました。

この法律により平成19年度決算から、「健全化判断比率」など、自治体のすべての会計からなる新たな指標で判断・公表することとなりました。また、平成20年度決算からは、各指標が国の定めた基準(早期健全化基準)以上となった場合、改善が必要な状態とみなされ、早期健全化計画などを策定することが義務付けられています。

本市の平成19年度決算では、健全化判断比率の4つの指標は国の基準を下回りました。「健全化判断比率」と、水道、下水道、病院などの公営企業会計の「資金不足比率」は次のとおりです。 週財政課 25443-2146

#### 4つの健全化判断比率



# 富山市の基本的な会計の赤字はどのくらい? 実質赤字比率▶赤字はありません

「実質赤字比率」は、福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う一般会計などについて、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)が標準財政規模に占める割合です。この比率が高くなるほど、赤字の程度が大きいということになります。

平成19年度決算では、一般会計などは赤字でなく、黒字であることから、実質赤字比率は「無し」となっています。

※標準財政規模…地方公共団体が標準的に収入しうる市税 や普通交付税などの1年間の一般財源の合計額



### 富山市全体で赤字はどのくらい? 連結実質赤字比率▶赤字はありません。

「連結実質赤字比率」は、すべての会計の赤字と黒字を合わせて計算した赤字額が、標準財政規模に占める割合です。 市全体としての赤字の程度を表します。

平成19年度決算では、本市全体の合計数値は黒字である ことから、連結実質赤字比率は「無し」となっています。



# 借金の返済などにどのくらい支払っているの? 実質公債費比率▶11.7%

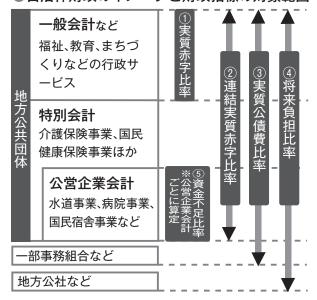
「実質公債費比率」は、一般会計が負担する公債費(借入金の返済額)や公営企業会計の公債費にあてる繰出金などが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高まると、自由に使えるお金が少なくなり、住民サービスの低下をまねく恐れがあります。

平成19年度決算の実質公債費比率は、11.7%で、早期健全化基準である25%を下回っています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(地方財政健全化法)」が施行され、平成19年度決算から、財政の健全化判断比率などの公表が義務付けられました。

これらの比率は、市の財政が健全であるかどうかを表 しています。

#### ●自治体財政のイメージと財政指標の対象範囲



#### ■富山市の健全化判断比率と早期健全化基準

	健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	_	11.25%
②連結実質赤字比率	_	16.25%
③実質公債費比率	11.7%	25.0 %
④将来負担比率	205.4%	350.0 %

※「一」は、当該比率がない(赤字額がない)ことを示しています。 ※早期健全化基準は、自治体の財政規模により異なります。



# 今後どのくらいの負担が見込まれる? 将来負担比率▶205.4%

「将来負担比率」は、一般会計の借入金(地方債)や契約などで支払いを約束したものが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高くなるほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

平成19年度決算の将来負担比率は、205.4%で、早期 健全化基準である350%を下回っています。

#### 資金不足比率



# 公営企業の資金不足はどのくらい? 資金不足比率▶国民宿舎事業は138.7%

「資金不足比率」は、公営企業会計の資金不足額が、公営企業の事業規模(通常の営業で見込まれる1年間の収入の額)に占める割合です。

平成19年度決算では、対象となる10会計のうち、資金不足が発生しているのは、国民宿舎事業会計(白樺ハイツ)のみで、資金不足比率は138.7%となり、経営健全化基準である20%を上回っています。この比率が高くなるほど、経営が厳しい状態を示しています。